



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・道路の供用開始（2件）
- ・道路の区域変更

所管課（室）名

道 路 維 持 課
〃

◎ 公 告

- ・地籍調査の成果の認証
- ・長崎県准看護師試験の実施
- ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見
- ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧
- ・家畜人工授精に関する講習会の開催
- ・土地改良区の役員の退任

土 地 対 策 室
医 療 人 材 対 策 室
経 営 支 援 課
漁 業 振 興 課
畜 産 課
農 村 整 備 課

告 示

長崎県告示第646号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年9月21日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 平戸田平線	平戸市下中野町字ハナノキ799番20地先から 平戸市下中野町字ハナノキ799番20地先まで	令和3年9月21日

長崎県告示第647号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年9月21日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 木坂佐賀線	対馬市峰町木坂451番3地先から 対馬市峰町木坂465番10地先まで	令和3年9月21日

長崎県告示第648号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年9月21日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路 線 名 奥ノ平時津線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡時津町日並郷2842番2地先から 西彼杵郡時津町日並郷2845番地先まで	前	73.0～134.9	41.1	
	後	95.9～136.2	41.1	

公 告

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

令和3年9月21日

長崎県知事 中村 法道

調査を行った 者の名称	調査を行った 時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
長崎市	H29年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 長崎市 立山5丁目	令和3年9月13日
長崎市	H29年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 長崎市 元町等4区域	令和3年9月13日
大村市	R元年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 大村市 松原第二	令和3年9月13日
大村市	R元年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 大村市 松原第三	令和3年9月13日

長崎県准看護師試験の実施（公告）

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により令和3年度長崎県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和3年9月21日

長崎県知事 中村 法道

- 試験日時
令和4年2月15日（火）午後1時30分から4時まで
- 試験場所
(1) ながさき看護センター （諫早市永昌町23番6号）

(2) 長崎県五島振興局 (五島市福江町7番1号)

3 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和4年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和4年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和4年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和4年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和4年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、長崎県知事が適当と認めたもの

5 試験方法

四肢択一式による筆記試験

6 受験手続

(1) 受験願書の請求

ア 請求先

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
長崎県福祉保健部医療人材対策室看護師確保推進班

イ 請求方法

直接来庁し請求する場合は、開庁日の午前9時から午後5時まで

郵送で請求の場合は、封書の表に「准看護師試験受験願書請求」と朱書し、返信用封筒を同封すること。返信用封筒は角形2号（縦33.2cm×横24.0cm）とし、住所及び氏名を明記の上、120円切手を貼付すること。

(2) 受験願書の提出

ア 提出先

受験願書請求先と同一

イ 郵送の場合は「准看護師試験願書在中」と朱書し、簡易書留郵便で送ること。

なお、郵送、持参に関わらず「簡易書留」と記載した返信用封筒を提出すること。返信用封筒は長形3号（縦23.5cm×横12.0cm）とし、住所及び氏名を明記の上、404円切手を貼付すること。

(3) 願書受付期間

令和4年1月4日（火）から1月11日（火）までとする。

郵送の場合は1月11日（火）の消印まで有効とする。

(4) 提出書類

ア 受験願書

受験願書の「受験資格証明書」欄に、学校養成所長の証明を受けること。

写真（出願前6か月以内に脱帽正面上半身を撮影した縦6cm×横4cmのものを受験願書に貼付すること。）

受験願書入力用紙

イ 受験手数料

6,900円（受験願書に長崎県収入証紙を貼付し、消印しないこと。）

県外の受験者で長崎県収入証紙が入手困難な場合は、郵便局が発行する定額小為替証書を同封すること。

受験願書受理後の受験手数料は返還しない。

(5) 受験票の交付

受験票は令和4年2月1日（火）までに郵送により交付する。

なお、同日までに届かないときは、下記の「10 問い合わせ先」まで問い合わせること。

7 合格発表

令和4年3月11日（金）午前10時 長崎県庁行政棟1階エントランスホールに掲示し、長崎県ホームページにも掲載する。合格者には、合格証書を交付する。なお、電話による問い合わせには応じない。

8 試験結果の開示

この試験の結果は、長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）第24条第1項の規定に基づき、以下の要領で、口頭で開示を請求することができる。

(1) 開示の対象とする内容

総得点及び科目別得点

(2) 開示できる者

受験生本人に限る。

(3) 開示期間

合格発表の日から1か月間の午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

(4) 開示請求方法

開示希望者は、下記のいずれかの書類を長崎県医療人材対策室へ持参すること。

なお、キによる場合は、事前に長崎県医療人材対策室あて問い合わせること。

ア 運転免許証

イ 日本国旅券

ウ 学生証又は社員証

エ 各種健康保険の被保険者証

オ 各種年金手帳

カ 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書又は資格証明書等

キ アからカまでに掲げる書類を所有しない場合に、本人であることを証明するに足ると長崎県医療人材対策室長が認める書類

9 その他

(1) 受験願書の提出の際、修業見込証明又は卒業見込証明で受験した者については、令和4年3月7日（月）午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること（必着）。

(2) 上記(1)の提出期限までに修業証明書又は卒業証明書を提出できない者は、学校養成所長による卒業予定日を明示した遅延を証する書類を令和4年3月7日（月）午後5時までに提出すること（必着）。

その者における修業証明書又は卒業証明書の提出期限は、令和4年3月10日（木）正午までとする（必着）。

(3) 上記(1)及び(2)の書類提出先は、受験願書提出先と同一とする。また、上記(1)及び(2)に該当する者については、それぞれの提出期限までに修業証明書又は卒業証明書の提出がない場合は、当該受験は無効とする。

(4) 災害等によって試験の時間等に変更が生じた場合は、長崎県公報及び長崎県庁ホームページに掲載する。

10 問い合わせ先

長崎県福祉保健部医療人材対策室看護師確保推進班

電話 095-895-2423

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対し、同法第8条

第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年9月21日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス高来店
長崎県諫早市高来町溝口字辻ノ堂153番、154番、155番
- 2 届出の概要
①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻に関する届出事項の変更
②来客が駐車場を利用することができる時間帯に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
(1) 意見書を提出した者
諫早市長 大久保 潔重
(2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
(1) 縦覧期間
公告の日から1月間
(2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、諫早市商工振興部商工観光課

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年9月21日

長崎県知事 中村 法道

- 1 届出事項
(1) 発起人の住所及び氏名
長崎県雲仙市瑞穂町西郷庚560番地2
前田 敏秋
長崎県雲仙市瑞穂町西郷庚241番地
室田 正徳
(2) 加入区
瑞穂加入区
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
諫早湾漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
(1) 縦覧期間
公告の日から15日間
(2) 縦覧場所
長崎県諫早市小長井町小川原浦499番地
諫早湾漁業協同組合

家畜人工授精に関する講習会の開催（公告）

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する令和3年度家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和3年9月21日

長崎県知事 中村 法道

- 1 対象とする家畜の種類 牛

2 開催時期及び場所

- (1) 期間 令和3年11月1日から
令和3年12月3日まで
- (2) 場所 長崎県島原市有明町湯江丁3600
長崎県農林技術開発センター畜産研究部門
※令和3年11月24日から令和3年11月26日の講習は、下記の会場で実施する。
長崎県平戸市田平町小手田免19
長崎県肉用牛改良センター
受講者の定員 23名
- 3 受講料 32,000円
開講式時に現金で徴収する。

4 受講手続

受講希望者は下記の書類を揃え、市町長及び家畜保健衛生所長を経由して、県畜産課あて提出すること。

提出書類のうち、エ及びオについては、家畜改良増殖法施行規則第24条の2第1項に基づき講習会及び修業試験の免除を受けようとするもののみ提出すること。

(1) 提出書類（ア、エ及びオは家畜保健衛生所に備え置く。）

- ア 受講申込書
イ 履歴書（写真貼付）
ウ 戸籍抄本
エ 家畜人工授精に関する講習会受講等免除申請書
オ 当該科目を修めたことを証する書面

(2) 書類の提出先及び提出期限

- ア 市町長 令和3年10月6日（水）
ただし、エ及びオについては令和3年10月8日（金）とする。
イ 県畜産課 令和3年10月15日（金）

5 受講者の決定

受講の許可又は不許可については、提出書類を審査のうえ、家畜保健衛生所長及び市町長を経由し本人あて通知する。

6 講習科目及び時間数

(1) 学科

科 目		時 間
一般科目	畜産概論	4時間
	家畜の栄養	3時間
	家畜の飼養管理	3時間
	家畜の育種	7時間
	関係法規	5時間
専門科目	生殖器解剖	5時間
	繁殖生理	13時間
	精子生理	7時間
	種付けの理論	4時間
	人工授精	17時間

(2) 実習

科 目	時 間
家畜の飼養管理	4時間
家畜の審査	7時間
生殖器解剖	4時間
発情鑑定	6時間
精液精子検査法	8時間

人工授精

45時間

7 修業試験

講習科目16科目について、講習会期間中に実施する。

8 その他

受講を許可された者で、病気その他の理由により講習会に出席出来ない者は、その旨を長崎県農林部畜産課長又は管轄家畜保健衛生所長あて連絡すること。

土地改良区の役員の退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、釘山土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。

令和3年9月21日

長崎県知事 中村 法道

退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所
高 木 長 保	南島原市北有馬町乙1756番地 4

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四)
二一一一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥
印刷